

北海道告示第 10612 号

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成 19 年法律第 112 号）第 40 条の規定により、住宅確保要配慮者居住支援法人を次のとおり指定した。

令和 3 年（2021 年）4 月 16 日

北海道知事 鈴木 直道

- 1 申請年月日
令和 3 年（2021 年）3 月 17 日
- 2 法人の名称
株式会社ジェイ・エス・ビー・ネットワーク
- 3 代表者職・氏名
代表取締役社長 近藤 雅彦
- 4 主たる事務所の所在地
東京都新宿区西新宿 1-6-1 新宿エルタワー16 階
- 5 実施する支援業務
高齢者、障がい者、低所得者、外国人に対する住宅相談など賃貸住宅への円滑な入居に係る情報提供・相談・見学同行など入居前支援
高齢者、外国人に対する電話・訪問による生活相談など入居中支援
- 6 支援業務を行おうとする事務所の所在地
札幌市北区北 7 条西 4-3-1 新北海道ビルヂング 1 階
札幌市中央区北区北 15 条西 8 丁目 北海道大学学生交流ステーション 1 階
函館市本町 4-14
- 7 支援業務を開始しようとする年月日
北海道が指定した日
- 8 指定年月日
令和 3 年（2021 年）4 月 16 日
- 9 指定番号
北海道指定第 31 号